

第 4630 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 12月 12日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 得意先に対する債務免除

Q：得意先に貸付金を有していますが、債務超過で回収の見込みがありません。この得意先に対して債務免除をした場合、貸倒れとして処理することが認められますか？

A：金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合にする書面による債務免除は、原則として貸倒れ処理することが認められます。

【解説】

法人税では、法人の有する金銭債権について、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額は、その明らかにされた日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入することとされています。

なお、この場合の貸倒損失の計上は、金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合の債務免除の取扱いですので、その債務者が第三者であることをもって無条件に貸倒損失の計上ができるというものではありませんが、第三者に対して債務免除を行う場合には、金銭債権の回収可能性を十分に検討した上で、やむなく債務免除を行うというのが一般的かと思われますので、一般には貸倒れとして損金の額に算入することが認められます。当然ながら、金銭債権の弁済ができるにもかかわらず債務免除して、利益供与を図るというような場合は、貸倒損失には該当しないこととなります。

